

## ～ 巻頭言 ～



### 法整備支援のささやかな経験から

前大阪地方裁判所長

吉野 孝義

それは、一本の電話から始まった。裁判官を退職して1か月近く経ったある日、自宅で長年積み積もった書類等の後片付けに追われながらも気持ちの上ではゆったりと過ごしていたところへ、法務総合研究所国際協力部の江藤美紀音教官から突然電話があった。同教官とは、ある会合で一度顔を合わせたのみであったが、退職後は時間的余裕があるから、同部が担当している「法整備支援」へのお手伝いが可能であるとの意向を伝えていた。また、裁判所から国際協力部に出向している新旧の松川充康元教官や三浦康子教官にも同様の趣旨を話したことがあった。江藤教官からの電話は、まさしくその話で、結論からいうと、モンゴルにおける「調停制度強化プロジェクト」の一環として、10月上旬に現地で行う研修に講師（短期専門家）として1週間現地に行ってほしいとの依頼であった。研修の内容よりも問題となるのは言葉であるが、研修には通訳がつく（考えてみれば当たり前であるが）と伺い、一安心した。そして、3か月ほど先の話でもあるし、中身がよく分からないまま、何とかなるだろうと安易に受けとめ、前向きに検討するという官僚的な返事をして、取りあえず関係資料の送付をお願いした。

私自身、法整備支援とまったく無関係だったわけではない。これまでの関わりを振り返ってみると、1995年にベトナムの法曹関係者が民法関係の研修等で来日した際に、大阪法務局を訪問され、当時訟

務部長をしていた私もお会いしたことがあった。また、2005年ころ、ウズベキスタンの関係者への倒産法に関する本邦研修の際に、大阪地裁倒産部の実情を理解していただく前提として、地裁民事部の全体像について民事上席裁判官であった私が話をしたこともあった。その後京都や大阪の地裁で所長をしていた時にも、本邦研修のために来日された各国の法曹の表敬訪問を受けたことが幾度かあり、その活動に少なからず関心を持っていた。

今回関わったモンゴルでの「調停制度強化プロジェクト」では、2012年11月までの第一段階で、ウランバートル市内のバヤンズルフ及び同国第2の都市ダルハンの2か所の裁判所にパイロットコートを設け、調停事件を試行的に実施していた。その最終段階の研修で、裁判官や調停人になろうとする人達に対する講義の一部を担当したものである。なお、同国では、2013年4月に調停法が正式に施行され、全国の裁判所で調停事件を扱うことになり、それに伴い、同年春からプロジェクトの第二段階が開始される予定である。

現地研修の詳細な内容については他に譲るとして、短期専門家として現地で過ごした1週間は、非常に刺激的な体験であった。個人的には実に19年ぶりの外国旅行であり、いろいろな面でドタバタした（出発の日に台風が襲来したため、搭乗便を変更するな

どのハプニングもあり、家族から、久しぶりの外国旅行で台風に遭遇するとは、よほど運が悪いと笑われた。)が、現地で長期専門家として活躍しておられる岡英男弁護士には、配車面も含めすっかりお世話になったし、短期専門家としてご一緒した田邊正紀弁護士と坂井希千与弁護士とは楽しく仕事をさせていただいた。

そして、現地で2回にわたり研修の講師を務めたことは、他に代えがたい経験であったほか、裁判所、弁護士会、大学等を訪問し、裁判官、弁護士、裁判所職員、大学関係者と面会し、懇談したことは実に有意義であった。そして、裁判官、裁判所職員の中で女性が多数を占めているという実情など、日本社会も学ぶ必要のある多くのことを知った。なかでも、モンゴル国立大学の中に設置されている名古屋大学の日本法教育研究センターを訪問し、そこで日本語による日本法の教育が徹底して実施されていること、モンゴルの学生が日本語に堪能であるだけでなく、日本法の難しい法概念にも相応の理解を示していることなどが判り驚きかつ深い感銘を受けた。そして、名古屋大学が、モンゴルなど途上国において、早い時期から日本法教育を行っていることを知り、その先見性と実行力に感心するとともに、名古屋出身の私としても嬉しく思った次第である。

また、それらの経験の中で、法制度や実務の扱いに関する我が国との違いについていろいろと考えさせられたし、日本法の解釈や実務の実情を伝える際には、日本法のあらゆる分野について通曉している必要があること、逆に日本法の解釈の面において外国法に対する深い理解が不可欠であることを痛切に感じた。

その後、昨年11月にはインドネシアの裁判官の本邦研修に1日半参加させていただいたし、本年の1月に国際協力部で開催された「法整備支援連絡会」も傍聴することができ、法整備支援に関する様々な活動についての認識を新たにしたところである。

言うまでもなく、我が国において、調停制度は1922年(大正11年)の施行以来90年を超える長い歴史を有する。そして、制度施行の翌年1923年(大正12年)に発生した関東大震災の後に調停の利用件数が大きく伸び、その間における関係者のご尽力により、現在では民事紛争の解決手段として、訴訟と並び、いわば車の両輪の一方として位置付けられているほどである。我が国に調停制度が定着した理由としては様々な観点からの指摘ができると思われるが、ここでは、古来、何よりも「話し合い」を尊重する日本社会の風潮を挙げてみたい。古い例になるが、聖徳太子作と言われる「17条の憲法」(最近では、同憲法が後の時代に成立したものではないかと言われ、その実在について疑問を呈する説もあるし、聖徳太子自体についても諸説があるようである。)の「一に曰く」で、「和を以て尊しとなし」との有名な命題について詳述する中で、「皆、仲よくして話し合えば、道理にかなない、何事も達成することができる」(現代語訳)と述べていることは、ともかく話し合うことにより何かが生み出される、どんなもめごとでも話し合いにより解決するとの考え方が古くから我が国の社会に深く根付いている証左であると言われている。

他方で、調停は、国によっては、あまり馴染みがない制度であると言われているし、モンゴルでも、これまで調停制度自体が存在しなかったことはもちろん、訴訟上の和解についてもあまり利用されていなかったと聞く。このような事情は、モンゴルに限らずアジア各国に共通のものようである。その理由は詳らかではなく、国によって事情が異なると思われるが、裁判所、ひいては司法に対する信頼度があまり高くない国では、和解や調停などの手続が贈収賄の場になるとの疑いをもたれる可能性が高く、それが裁判官に話し合いを勧めることを躊躇させる要因となっていることを指摘する者もいる。むろん、この点に関する途上国の現状を他人事として嘲笑す

る資格は我々にはない。先に挙げた「17条の憲法」の「五に曰く」では、「訴訟」について触れていて、「このごろ、訟（うったえ）を治る者、利を得るを常となし、賄（まかない＝賄賂）を見て訴えを聴く。」と述べ、訴訟の担当者が賄賂を得て訴えた者の話を聞くなど、自分の利益を得ることのみを目的としていると嘆いている。また、法制史では、多くの国で裁判が公開されるようになったのも、裁判官が賄賂を受け取るのを衆人環視の下で防ぎ、訴訟が公正・公平に進められるようにするためであると説明されていることは、周知のことである。

このような中で、その国で初めて利用されることとなる調停制度をその国の紛争解決手段として定着させるためには、基本的に、司法、裁判所の地位を高めていくことが、遠回りのようではあるが王道であるといわなければならないであろう。そして、具体的な方策としては、裁判官や調停人の能力を高めていく必要があることは当然であるが、同時に当事者の代理人となる弁護士の協力が不可欠であろう。ただし、モンゴルにおいては、弁護士の数が事件数に比して十分ではないようであるし、何よりも弁護士の調停制度に対する理解が特に地方都市において十分に浸透しているとは言えない。ここは、やはり、調停事件を利用し、成功体験を持った弁護士の数を少しずつでも増加させていくことが望まれる。

このように、日本以外の国で調停をはじめとして法制度を新たに構築していく場合に、日本の制度や運用をそのままの形で「輸出」することは適切ではなく、その国の実情にあった工夫が必要であると言わなければならない。

ところで、司法制度改革の一環としての裁判官制度改革により、10年ほど前ころから、判事補に弁護士や民間企業等他の職業を経験させる「他職経験」制度が実施されているが、その経験先として法整備支援を希望する者が次第に増加している。聞くところ

によると、若手弁護士の間でも、途上国に対する法整備支援の活動についての関心が高まってきているようである。その理由としては、若手法曹の諸君が、「国際性」に対する単なる憧憬ではなく（私共の世代と異なり、子供の頃から外国が身近にあり、外国旅行の経験も豊富な若い世代が、海外に行くことができるという単純な動機だけで法整備支援に興味を抱くとは思えない。）、法整備支援の仕事に対する何らかのやりがいや達成感を感じ取り、この仕事に魅力を感じているのではないだろうか。

また、これまで、我が国では、裁判所あるいは司法全体（研究者も同様であろう）として、欧米等の先進国に学ぶことが第一で、途上国の法制度を知ることはもちろん、途上国との間で法律面での交流を積極的に深めるという発想はあまりなかったのではないかと思われる。しかしながら、今後は、政治的な動きは別としても、途上国との関係を深めること自体、有意義であることは言うまでもない。さらに、法制度の構築やその運用についての日本の経験を伝える、さらにできれば日本法と共通基盤を有する国を増加させていくことは、法制度が国家の根本的な仕組みを形作るものであることからしても、単なる経済協力以上のものがあることを、私自身の多少の経験からでも確信するに至った。JICAのウランバートル事務所、私共のようなシニア世代に属する多くの人々が様々な形で国際協力に広く携わっていることを伺ったが、法整備支援も、そのような地道なボランティア活動とともに、アジア、さらには広く世界に目を向けた活動として大きな意義を有すると考える。

最後に、以上に述べたささやかな経験から、いささかおこがましい話かもしれないが、私自身の反省の意味を強く込めて、法整備支援に携わる際に考慮すべき点をその意義も含めて思いつくまま挙げてみたい。

第一に、相手国の法制度、実情に対する一定の知識、理解を有していることが当然の前提であろう。今回のモンゴルにおける調停制度強化プロジェクトに基づく研修に関わるに当たって、モンゴルの司法制度についての知識はもちろん、関連する民事訴訟法や民法に関する情報もさして得ないまま講師を務めてしまった。そのため、私の話が単なる日本の実務紹介に留まり、モンゴルの法制度全体を踏まえた有用な話となったかどうか、はなはだ心もとない。それでも、研修が始まるまでの3日間で、パイロットコートや弁護士会などを訪問し、裁判官や調停人、弁護士から伺ったモンゴルの実情に関する知見は、講義をする際の大きな材料となったことは疑いがない。

第二に、研修に際しては、相手国のニーズに対する正確な理解が基礎となることは言うまでもない。モンゴルの例でいえば、なぜ調停制度の導入なのかが問題となる。むしろ、日本側の適切なアドバイスが基になると思われるが、その国の民事訴訟実務の現状を踏まえて、新たに導入しようとする制度がどのような役割を果たすべきなのか、その位置付けをどのように考えるべきか、について相手国の基本方針を正確に理解した上で、かつその実情とニーズに合致したプロジェクトや研修の内容となることが望ましい。

第三に、これらの前提として、我が国の法制度、法律実務についての幅広い知識、経験が必要であり、法整備支援に携わる者がこれを持ち合わせてはじめて相手国のニーズに的確に応えることができると言えよう。モンゴルはもちろん、インドネシアの研修にも関わってみると、相手国の質問、意見交換のテーマは実に多方面に及び、戸惑うことも多い。民事訴訟の手続も、第一審をとっても、我が国の地裁だけでなく簡裁の手続に関するものもあり、むしろ上告審の改革にまで及び、さらには実体法に及ぶこともある、果ては裁判員裁判の実施状況に関する

テーマもあった。これらに的確に対応するためには、民事裁判だけでなく、広く司法全体についての幅広い知識、経験が必要であることを痛感した次第である。

さらに付言すると、第四に、法整備支援は、直接的には法という、一見無機質的なものを扱っているものの、法の対象はあくまでも人間であり、法を運用するのも生身の人間であるから、我が国と相手国との国民性の違いも含めて、人間性に対する深い理解がその基礎となっていることも心しておく必要がある。国と国との交流にとどまらず、それまでほとんど関わりのなかった人と人との触れ合い、そして人の背後にある文化と文化のぶつかり合い、これが法整備支援の醍醐味ではないだろうか。

少ない経験にもかかわらず、教訓めいた話で、しかも焦点が定まらない、まとめになってしまったが、私の場合は、さらにもう一つ、個人的に重要な課題が付け加わる。そう、研修における講義だけでなく、様々な場面で多くの人と意思疎通を十分に図るために、そして外国旅行をスムーズに、また楽しくするために、英語も含め外国語をもっと勉強することである。